

令和6年度第2回
府中市地域公共交通活性化協議会

議 案

令和6年10月

目 次

1. 議 事

第1号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

○資料1、2参照

第2号議案 府中市地域公共交通運賃協議会設置要綱(案)について

○資料2参照

2. 報告事項

報告事項1 バスのダイヤ改正について

○資料3参照

【配布資料】

資料1 府中市地域公共交通活性化協議会規約(案)

資料2 改正道路運送法の協議運賃にかかる協議のあり方について

資料3 バスの時刻表(4枚)

第1号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

《提案要旨》

令和5年10月に道路運送法が改正され、運賃の協議については別途協議会の設置が必要となったため、府中市地域公共交通活性化協議会規約(平成20年2月1日制定)の一部を次のように改正する。

府中市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)新旧対照表

(傍線部分は改正(案)部分)

改正案	現 行
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
<p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 地域公共交通計画の実施に関すること。</p> <p>(3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。</p> <p>(5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 地域公共交通計画の実施に関すること。</p> <p>(3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。</p> <p>(5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</p>
第4条～第7条 (略)	第4条～第7条 (略)
<p>(会議)</p> <p>第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。</p> <p>3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>

<p><u>4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。</u></p> <p>5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>5 協議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>第9条～第10条 (略)</p>	<p>第9条～第10条 (略)</p>
<p>(分科会)</p> <p>第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</p> <p><u>2 分科会は、第4条に規定する委員のほか協議会が必要と認めた者をもって構成する。</u></p> <p><u>(書面決議)</u></p> <p><u>第12条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議決を決することができる。</u></p> <p><u>2 第8条第3項の規定は、前項の規定について準用する。</u></p>	<p>(分科会)</p> <p>第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</p> <p><u>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>第13条～第18条 (略)</p>	<p>第12条～第17条 (略)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和6年10月 日から施行する。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

第2号議案 府中市地域公共交通運賃協議会設置要綱(案)について

《提案要旨》

令和5年10月に道路運送法が改正され、運賃の協議については別途協議会の設置が必要となったため、府中市地域公共交通運賃協議会設置要綱(案)を次のように定める。

府中市地域公共交通運賃協議会設置要綱 (案)

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び第9条の3第3項の規定に基づき、地域の需要に応じ、住民の生活のために旅客運送を確保し、地域の実情に即した旅客を実現するために必要となる事項を協議するため、府中市地域公共交通運賃協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成させるため、次の業務を行う。

- (1) 本市の実情に応じた一般旅客自動車運送事業の運賃又は料金等に関すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(組織)

第5条 協議会は、委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)をもって組織する。

- 2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人
(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員長及び副委員長は、委員の中から、これを選任する。

- 2 委員長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議への代理出席を認めることができる。
- 6 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

(書面審議)

第 8 条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第 4 項の規定は、前項の規定について準用する。

(事務局)

第 9 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、府中市建設部都市デザイン課に置く。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 日 から施行する。

2. 報告事項 バスのダイヤ改正について

《提案要旨》

令和6年10月1日に時刻の改正があった。

○資料3を参照

府中市地域公共交通活性化協議会規約（案）

平成20年2月1日制定

平成31年4月1日改正

令和2年6月4日改正

令和4年12月23日改正

令和6年10月 日改正

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町315番地に置く。

（業務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）地域公共交通計画の実施に関すること。
- （3）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。
- （5） 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（協議会の委員）

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）市長又はその指名する者
- （2）住民又は利用者代表
- （3）鉄道事業者
- （4）一般旅客自動車運送事業者
- （5）自家用有償旅客運送を実施する団体
- （6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- （7）中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- （8）広島県知事又はその指名する者
- （9）道路管理者
- （10）府中警察署長又はその指名する者

- (11) 学識経験者
- (12) その他市長が必要と認める者
(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 協議会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長1人
 - (2) 副会長1人
 - (3) 監査委員2人
- 3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。
(会長、副会長及び監査委員)

第7条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 4 監査委員は、協議会の出納監査を行い、結果を会長に報告しなければならない。
(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。

- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結

果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、第4条に規定する委員のほか協議会が必要と認めた者をもって構成する。

(書面決議)

第12条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議決を決することができる。

2 第8条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、府中市建設部都市デザイン課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、府中市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、府中市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年12月23日から施行する。

(経過措置)

2 公共交通計画が作成されるまでの間、第3条第2号及び第3号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「地域公共交通計画」とあるのは「府中市地域公共交通網形成計画」と読み替えて適用する。

附 則

この規約は、令和6年10月 日から施行する。

改正の趣旨

- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、タクシーの運賃についても、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする 協議運賃制度を創設(乗合バスについては平成18年度創設済)。
- 一方、運賃の協議にあたっては、独占禁止法に抵触することのないよう、地域公共交通会議(地交法の法定協議会を兼ねる場合も含)に他の運送事業者や各モードの労働組合、バス協会やタクシー協会等の業界団体が含まれる場合には、法定のメンバーによる別途の協議会をもって協議する必要があることから協議における法定のメンバーを法に明記。

運賃協議のあり方について



道の駅びんご府中 — 目崎車庫 — 木ノ山 — 上下

平日（月～金）

2024年10月1日改正

道の駅 びんご府中	目崎車庫	木ノ山	上下着	上下発	木ノ山	目崎車庫	道の駅 びんご府中
7:25	7:30	7:51	8:09	7:30	7:48	8:09	8:14
11:00	11:05	11:26	11:44	10:05	10:23	10:44	10:49
12:15	12:20	12:41	12:59	13:10	13:28	13:49	13:54
15:30	15:35	15:56	16:14	14:30	14:48	15:09	15:14
16:45	16:50	17:11	17:29	16:45	17:03	17:24	17:29
18:15	18:20	18:41	18:59	18:00	18:18	18:39	18:44

土曜日

2024年10月1日改正

道の駅 びんご府中	目崎車庫	木ノ山	上下着	上下発	木ノ山	目崎車庫	道の駅 びんご府中
8:25	8:30	8:51	9:09	7:30	7:48	8:09	8:14
11:00	11:05	11:26	11:44	10:05	10:23	10:44	10:49
12:15	12:20	12:41	12:59	13:10	13:28	13:49	13:54
15:30	15:35	15:56	16:14	14:30	14:48	15:09	15:14
16:45	16:50	17:11	17:29	16:45	17:03	17:24	17:29
18:15	18:20	18:41	18:59	18:00	18:18	18:39	18:44

日曜日・祝日

2024年10月1日改正

道の駅 びんご府中	目崎車庫	木ノ山	上下着	上下発	木ノ山	目崎車庫	道の駅 びんご府中
8:25	8:30	8:51	9:09	7:30	7:48	8:09	8:14
11:00	11:05	11:26	11:44	10:05	10:23	10:44	10:49
15:30	15:35	15:56	16:14	13:10	13:28	13:49	13:54
18:15	18:20	18:41	18:59	16:45	17:03	17:24	17:29

※中国バスをご利用くださいませありがとうございます。

株式会社中国バス 府中営業所 TEL0847-41-4646

福山駅前ゆきのりば

福山 - 府中 - 三郎の滝 - 市 - 如水館前

2022年10月1日より、「山守」停留所を「小倉病院前」停留所に名称変更いたします。

平日 (月 ~ 金)

2024年10月1日改正

福山	山守	中倉	府中駅前	日峰	三郎の滝	アコースティック	市出張所	如水館	如水館	市出張所	アコースティック	三郎の滝	日峰	府中駅前	中倉	山守	福山
	(検丸形)	7:39	7:44	7:52	8:03	8:06	8:27			7:00	7:01	7:13	7:24	7:27	8:03	8:49	
6:40	—	7:36	7:46	7:54	8:05	8:08				8:35	8:36	8:48	8:57	9:00	9:31	10:01	
			7:46	7:54	8:05	8:08				9:40	9:41	9:53	10:02				
						08:08	08:29						10:02	10:05	—	10:57	
8:40	9:03	9:32	9:39	9:47	9:58	10:06				10:50	10:51	11:03	11:12	11:15	11:46	12:16	
9:40	10:03	10:32	10:39	10:47	10:58	11:06				12:05	12:06	12:18	12:27	12:30	13:01	13:31	
13:50	—	14:34	14:40							16:41	17:02	17:03	17:16	17:24	17:29 (検丸形)		
			14:40	14:48	14:59	15:07							17:30	17:34	—	18:45	
15:40	16:03	16:32	16:39	16:47	16:58	17:06				16:43	16:44	16:56	17:05				
16:25	16:55	17:28	17:35	17:43	17:54	18:02							17:05	17:08	—	18:20	
16:50	—	17:44	17:50							18:22	18:43						
			17:50	17:58	18:09	18:17				18:43	18:44	18:56	19:05	19:08	19:39	20:09	
17:35	18:05	18:38	18:45	18:53	19:04	19:12				19:22	19:43	19:44	19:56	20:05			
										19:43	19:44	19:56	20:05	20:08	—	20:55	

○印→如水館休校日 休校日 ○印→如水館休校日・平日授業日 休校日

※中国バスをご利用くださいましてありがとうございます。

株式会社中国バス 府中営業所 0847-41-4646

土曜日

2024年10月1日改正

福山	山守	中倉	府中駅前	日峰	三郎の滝	アコースティック	市出張所	如水館	如水館	市出張所	アコースティック	三郎の滝	日峰	府中駅前	中倉	山守	福山
	(検丸形)	7:39	7:44	7:52	8:03	8:06	8:27			7:10	7:11	7:23	7:32	7:35	8:06	8:36	
6:50	—	7:32	7:40							10:10	10:11	10:23	10:32				
			7:49	7:57	8:08	8:11							10:32	10:35	—	11:27	
						8:11	8:32			12:30	12:31	12:43	12:52	12:55	13:26	13:56	
9:30	9:53	10:22	10:29	10:37	10:48	10:56				14:40	14:41	14:53	15:02	15:05	15:36	16:06	
11:30	11:53	12:22	12:29	12:37	12:48	12:56				16:41	17:02	17:03	17:16	17:24	17:29 (検丸形)		
14:10	—	14:34	15:00							17:17	17:38						
			15:00	15:08	15:19	15:27				17:38	17:39	17:51	18:00				
15:50	16:13	16:42	16:49	16:57	17:08	17:16							18:00	18:03	—	18:50	
17:20	17:50	18:23	18:30	18:38	18:49	18:57				18:31	18:32	18:44	18:53	18:56	19:27	19:57	

※中国バスをご利用くださいましてありがとうございます。

株式会社中国バス 府中営業所 0847-41-4646

日曜日・祝日及び8月13日～16日

2024年10月1日改正

福山	山守	中倉	府中駅前	日峰	三郎の滝	アコースティック	市出張所	如水館	如水館	市出張所	アコースティック	三郎の滝	日峰	府中駅前	中倉	山守	福山
	(検丸形)	7:32	7:40							7:10	7:11	7:23	7:32	7:35	8:06	8:36	
6:50	—	7:32	7:40							10:10	10:11	10:23	10:32				
			7:49	7:57	8:08	8:11							10:32	10:35	—	11:27	
						8:11	8:32			12:30	12:31	12:43	12:52	12:55	13:26	13:56	
9:30	9:53	10:22	10:29	10:37	10:48	10:56				14:40	14:41	14:53	15:02	15:05	15:36	16:06	
11:30	11:53	12:22	12:29	12:37	12:48	12:56				16:41	17:02	17:03	17:16	17:24	17:29 (検丸形)		
14:10	—	14:34	15:00							17:17	17:38						
			15:00	15:08	15:19	15:27				17:38	17:39	17:51	18:00				
15:50	16:13	16:42	16:49	16:57	17:08	17:16							18:00	18:03	—	18:55	
17:20	17:50	18:23	18:30	18:38	18:49	18:57				18:31	18:32	18:44	18:53	18:56	19:27	19:57	

※中国バスをご利用くださいましてありがとうございます。

株式会社中国バス 府中営業所 0847-41-4646

金丸
福山 - 新市 - 府中 - 市 - 如水館前

平日 (月 ~ 金)

2023年4月1日改正

福山	金丸	新市駅前	日峰	アコースティック	市出張所	如水館	如水館	市出張所	アコースティック	日峰	新市駅前	金丸	福山
	7:11	7:29	7:44	8:03	8:06	8:27	16:41	17:02	17:03	17:24	17:39	17:57	
6:40	—	7:27	7:46							17:30	17:42	—	18:45
			7:46	8:05	8:08		18:22	18:43	18:44	19:05	19:17	—	20:09
					08:08	08:29		18:43	18:44	19:05	19:17	—	20:09
							19:22	19:43					
							19:43	19:44	20:05				
									20:05	20:14	—	20:55	

如水館 (○印→休校日 休校日 ○印→休校日・平日授業日 休校日)

土曜日

2023年4月1日改正

福山	金丸	新市駅前	日峰	アコースティック	市出張所	如水館	如水館	市出張所	アコースティック	日峰	新市駅前	金丸	福山
6:50	—	7:24	7:40					16:41	17:02	17:03	17:24	17:39	17:54
		7:14	7:29	7:44	8:03	8:06	8:27	17:17	17:38				
			7:49	8:08	8:11	8:32			17:38	17:39	18:00		
					8:11	8:32				18:00	18:11	—	18:55

日曜日・祝日及び8月13日～16日

2023年4月1日改正

福山	金丸	新市駅前	日峰	アコースティック	市出張所	如水館	如水館	市出張所	アコースティック	日峰	新市駅前	金丸	福山
6:50	—	7:24	7:40					17:17	17:38				
			7:49	8:08	8:11	8:32			17:38	17:39	18:00		
					8:11	8:32				18:00	18:11	—	18:55

※中国バスをご利用くださいましてありがとうございます。

株式会社中国バス 府中営業所 0847-41-4646

福山駅前①番のりば

福 山 - 小島病院前(山守) - 新 市 - 府 中

平日 (月 ~ 金)

2024年10月1日改正

福山発	行先	中国中央病院	小島病院前(山守)	新市駅前	府中豊(百崎車庫)	府中豊(百崎車庫)	新市駅前	小島病院前(山守)	中国中央病院	福山着
06:40	如水館	—	7:04	7:27	7:46	6:10	6:21	6:35	—	7:15
6:55	中国中央病院	7:25				6:40	6:51	7:08	—	7:55
7:25	府中	—	7:57	8:14	8:35				7:30	8:12
8:10	府中	—	8:35	8:50	9:10	7:24	7:36	—	8:03	8:49
8:40	市	9:03	—	9:23	9:39	7:40	7:52	8:09	—	8:50
9:10	府中	—	9:32	9:44	10:05	8:25	8:36	8:50	—	9:30
9:40	市	10:03	—	10:23	10:39	8:50	9:01	9:14	—	9:45
10:25	府中	—	10:47	10:59	11:20	8:57	9:09	—	9:31	10:01
11:10	府中	—	11:32	11:44	12:05	9:25	9:36	9:49	—	10:20
11:50	府中	—	12:12	12:24	12:45	10:02	10:13	10:26	—	10:57
12:30	府中	—	12:52	13:04	13:25	10:30	10:41	10:54	—	11:25
12:50	府中	—	13:12	13:24	13:45	11:12	11:24	—	11:46	12:16
13:00	中国中央病院	13:23				12:05	12:16	12:29	—	13:00
13:30	府中	—	13:52	14:04	14:25	12:27	12:39	—	13:01	13:31
13:50	市	—	14:12	14:24	14:40				13:38	14:03
14:45	府中	—	15:07	15:19	15:40	13:30	13:41	13:54	—	14:25
15:15	府中	—	15:37	15:49	16:10	14:05	14:16	14:29	—	15:00
15:40	市	16:03	—	16:23	16:39	14:30	14:41	14:54	—	15:25
16:10	府中	—	16:35	16:53	17:15	15:00	15:11	15:24	—	15:55
16:25	市	16:55	—	17:16	17:35	15:30	15:41	15:54	—	16:25
16:50	市	—	17:15	17:33	17:50	16:20	16:33	16:47	—	17:23
17:15	府中	—	17:44	18:02	18:25	16:40	16:52	17:09	—	17:50
17:35	市	18:05	—	18:26	18:45	17:05	17:17	17:36	—	18:20
18:10	府中	—	18:39	18:57	19:20	17:30	17:42	18:01	—	18:45
18:45	府中	—	19:07	19:19	19:40	18:00	18:12	18:29	—	19:10
19:40	府中	—	20:02	20:14	20:35	19:05	19:17	—	19:39	20:09
20:30	府中	—	20:51	21:02	21:20	20:05	20:14	20:24	—	20:55
21:30	府中	—	21:51	22:02	22:20	20:45	20:54	21:04	—	21:35

如水館【 O印…休校日は市車庫止め 】

※中国バスをご利用頂きましてありがとうございます。

株式会社中国バス 府中営業所 0847-41-4646

福山駅前①番のりば

福山 - 小島病院前(山守) - 新市 - 府中

土曜日

2024年10月1日改正

福山発	行先	中国中央病院	小島病院前(山守)	新市駅前	府中(日野車庫)	府中発(日野車庫)	新市駅前	小島病院前(山守)	中国中央病院	福山着
6:50	如水館	—	7:12	7:24	7:40	6:45	6:56	7:09	—	7:40
8:55	府中	—	9:17	9:29	9:50	7:32	7:44	—	8:06	8:36
9:30	市	9:53	—	10:13	10:29	8:00	8:11	8:24	—	8:55
10:10	府中	—	10:32	10:44	11:05	9:00	9:11	9:24	—	9:55
10:50	府中	—	11:12	11:24	11:45	9:30	9:41	9:54	—	10:25
11:30	市	11:53	—	12:13	12:29	10:32	10:43	10:56	—	11:27
13:10	府中	—	13:32	13:44	14:05	11:00	11:11	11:24	—	11:55
14:10	市	—	14:32	14:44	15:00	12:00	12:11	12:24	—	12:55
14:50	府中	—	15:12	15:24	15:45	12:52	13:04	—	13:26	13:56
15:50	市	16:13	—	16:33	16:49	14:05	14:16	14:29	—	15:00
16:30	府中	—	16:52	17:04	17:25	15:02	15:14	—	15:36	16:06
17:20	市	17:50	—	18:11	18:30	16:00	16:11	16:24	—	16:55
18:30	府中	—	18:52	19:04	19:25	17:00	17:11	17:24	—	17:55
19:30	府中	—	19:52	20:04	20:25	18:00	18:11	18:24	—	18:55
20:30	府中	—	20:51	21:02	21:20	18:53	19:05	—	19:27	19:57

日・祝日及び8月13日~16日

2024年10月1日改正

福山発	行先	中国中央病院	小島病院前(山守)	新市駅前	府中(日野車庫)	府中発(日野車庫)	新市駅前	小島病院前(山守)	中国中央病院	福山着
6:50	如水館	—	7:12	7:24	7:40	6:45	6:56	7:09	—	7:40
8:55	府中	—	9:17	9:29	9:50	7:32	7:44	—	8:06	8:36
9:30	市	9:53	—	10:13	10:29	8:00	8:11	8:24	—	8:55
10:10	府中	—	10:32	10:44	11:05	9:00	9:11	9:24	—	9:55
10:50	府中	—	11:12	11:24	11:45	9:30	9:41	9:54	—	10:25
11:30	市	11:53	—	12:13	12:29	10:32	10:43	10:56	—	11:27
13:10	府中	—	13:32	13:44	14:05	11:00	11:11	11:24	—	11:55
14:10	市	—	14:32	14:44	15:00	12:00	12:11	12:24	—	12:55
14:50	府中	—	15:12	15:24	15:45	12:52	13:04	—	13:26	13:56
15:50	市	16:13	—	16:33	16:49	14:05	14:16	14:29	—	15:00
16:30	府中	—	16:52	17:04	17:25	15:02	15:14	—	15:36	16:06
17:20	市	17:50	—	18:11	18:30	16:00	16:11	16:24	—	16:55
18:30	府中	—	18:52	19:04	19:25	17:00	17:11	17:24	—	17:55
19:30	府中	—	19:52	20:04	20:25	18:00	18:11	18:24	—	18:55
20:30	府中	—	20:51	21:02	21:20	18:53	19:05	—	19:27	19:57

※中国バスをご利用頂きましてありがとうございます。

株式会社中国バス 府中営業所 0847-41-4646